



著作権の権利制限

著作権には、著作者に許諾をもらわなくても、著作物を自由に利用できる範囲というものが規定されています。これを、「著作権の権利制限規定」と言います。ここでは、特に私たちの生活に身近なものを紹介します。

著作権が制限される場合

私的利用のための複製

個人が家庭内で便利に使うために、著作物のコピーを作ることを、私的利用のための複製、略して「私的複製」と言います。テレビ番組を録画する、音楽 CD の曲をスマートフォンにコピーするといったことは、自由に行えます。



学校その他教育機関での複製



学校の授業で学習に使うために、必要な範囲で先生や生徒が著作物をコピーすることができます。また一定の補償金を支払うことで、リアルタイムのオンライン授業やオンデマンド授業、予習・復習のために、資料として著作物を送信することもできます。

試験問題への採用

入学試験などの出題のために、作品の一部を抜粋して問題文として使うことがあります。これも自由に利用できます。



テストするより
作る方が大変
なんだぞ!!

授業でテレビ番組を利用



テレビ番組を録画したものを、授業で学習のために使うことも認められています。



学校の中の著作権

教育機関における複製(著作権法第35条)

教科を担任する先生や、授業を受ける生徒は、授業で使用するために必要な範囲で、著作物を権利者の許諾も不要で自由に複製することができます。書籍だけでなく、新聞や雑誌、マンガ、音楽や映像など、著作物の種類は関係ありません。ただしドリルやワークブックなどはこれに含まれないと考えられています。生徒が一人一人購入することを想定しているドリルのようなものを、購入せずに複製で済ませるということは、作り手の利益を害すると考えられるからです。

また翻訳、変形、翻案もできます。具体的には、重要な部分に傍線を引いたり、文章の一部を隠したり、旧仮名遣いを新仮名遣いに改めたりといったことです。

複製が認められる教育機関とは、文部科学省が教育機関として定めたところか、それに準ずるところとされています。一般的な小中学校、高校、大学、各種専門学校などがこれに当たります。一方で営利目的の予備校、私塾、カルチャースクール、社員研修などはこれに当たりません。インターネット関連としては、著作物を教材としてライブ授業で配信したり、自由な時間に学習できるようオンデマンド授業の中に入れたり、予習・復習のために送信したりすることも認められています。

ただしこのような利用の場合は、SARTRAS（授業目的公衆送信補償金等管理協会）というところに補償金を支払う必要があります。支払いをするのは学校の「設置者」となっており、国立なら国が、公立だったら地方自治体が、私立だったら学校法人がまとめて支払います。



著作権法には、「著作者への許諾なしで自由に利用できるケース」が規定されています。ここでは学校の授業での利用など、教育に関する例外規定を詳しく見て行きましょう。

試験問題としての複製(著作権法第36条)

入学試験や採用試験などの問題として出題する場合には、問題が漏えいすれば公平な結果が得られませんので、事前に著作者に許諾を取ることができません。このような理由から、試験問題として出題するときは、著作物を許諾なしに複製することができます。同様の目的であれば、翻訳もできます。ただし出版社や学習塾などが行う模擬試験は営利目的とみなされるため、事前の許諾は不要なもの、著作者には日本文藝家協会で設定している金額に準じた補償金が支払われます。

一方で過去問集や問題集に収録するための複製では事前に許諾が必要で、補償金の支払いも必要になります。



コラム

日本中が大騒ぎとなった 「漫画村」事件

私たちに馴染み深いマンガは、紙の雑誌に掲載されて書店で売られたり、スマートフォンのアプリで配信されたりと、様々な形で届けられています。

ところが 2016 年に、あらゆるマンガが無料で読めるというサイトが登場しました。この「漫画村」というサイトは、雑誌から無断でスキャンしてデータ化したり、電子化されているマンガの無断コピーを集めて掲載し、広告収入を得ていました。これは違法な方法で集めたコンテンツを無断で提供する、「海賊版サイト」に当たります。サイトが置かれていたのは海外の会社だったので、日本の著作権法は関係ないと主張していました。

当時はまだ海賊版サイトに対する法律がきちんと整備されていなかったこともあり、誰がやっているのかを調べるために、米国の裁判の仕組みを使うなど、様々な試みが行われました。また日本の裁判制度の問題も指摘されました。そうこうしているうちに、被害総額は推計で 3000 億円に上ると言われるようになり、政府や国会も巻き込んだ大事件となりました。

「漫画村」への対策として、多くの方法が議論されました。これは著作権の問題にとどまらず、憲法や人権、さらにはテクノロジーの発展に至るまで、私たちに多くの教訓を残しました。

ブロッキング

漫画村の運営者が誰なのかわからなければ、サイトの運用を止めることができません。そこでまず政府が行おうとしたのは、漫画村へのアクセスを遮断する「ブロッキング」という方法でした。

しかしこの方法を国が主導して行おうとするならば、「検閲」に当たるのではないかと反対する意見が出されました。検閲とは、国が発表前の著作物を事前に差し止める行為で、日本では第二次世界大戦への反省から、国が行ってはならないこととして憲法で禁止されています。しかし大手通信会社がこれに協力すると表明したこと、通信業界が真っ二つに割れることとなりました。結果的には、ブロッキングが実行される前に「漫画村」が閉鎖されました。

(電子)出版権

出版権を使えば、著作権者に代わって海賊版サイトを訴えることができます。出版

権は元々紙の書籍を出版したものに与えられる権利でしたが、2015 年に電子書籍にも出版権が設定できるようになりました。しかしマンガでは紙と電子の出版権者が別だったり、事業者が中小企業のために訴訟の経験がなかったりと、せっかくの権利も上手く利用できませんでした。

非親告罪化

著作権侵害が親告罪であるこのメリットはすでに前のページで学びましたが、漫画村のような悪質な海賊版サイトに関してはこの親告罪をやめて、誰でも訴えることができるようになりますというアイデアも出されました。この方法は、「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」という貿易に関する国際条約の中で決定してしまったため国内では十分に議論されないまま、2018 年に導入が決定しました。

ダウンロード違法化

以前から動画や音楽だけは、違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードすることは違法とされていました。2021 年にはこれを広げて、マンガをはじめとするすべての著作物が対象となりました。議論の当初は、マンガを原作とした二次創作やパロディまでもダウンロード違法化の対象とされていましたが、それでは新しいクリエイターを生み出す場がなくなるとしてマンガ家が大反対しました。これにより、二次創作やパロディについては、違法にアップロードされた作品をダウンロードしても著作権侵害とはされないことになりました。



そして「漫画村」は……

結局「漫画村」は、様々な方法が検討されていた 2018 年中に自らサイトを閉鎖して、運営者は海外へ逃亡しました。しかし海外の空港で拘束され、日本へ強制送還されて逮捕されました。2021 年に行われた裁判では、運営者に懲役 3 年、罰金 1000 万円、追徴金約 6257 万円という、重い判決が確定しました。